

決議案第3号

北朝鮮の弾道ミサイル発射を厳しく糾弾し抗議する決議

上記の議案を別紙のとおり提出します。

平成29年12月22日

羽曳野市議会

議長 樽井佳代子 殿

提出者

羽曳野市議会議員

上 藪 弘 治

笹 井 喜世子

金 銅 宏 親

笠 原 由美子

松 井 康 夫

## 北朝鮮の弾道ミサイル発射を厳しく糾弾し抗議する決議

北朝鮮は、11月29日弾道ミサイル発射を強行し、日本の排他的経済水域内に落下した。繰り返される核実験と弾道ミサイル発射は、世界と地域の平和と安定にとって重大な脅威であるとともに、国連安保理決議、6カ国協議共同声明、日米平壤宣言に違反する暴挙であり、厳しく糾弾する。

北朝鮮に対して、国連安保理決議を順守し、これ以上の軍事的な挑発を中止することを、厳重に求める。すべての関係国に対して、緊張を激化させる軍事的行動の自制を呼びかける。

当市議会は、過去においても北朝鮮のミサイル発射に対し、厳重に抗議を行ってきたところであるが、国際社会が一致結束して、経済制裁の強化と一体に「対話による平和的解決」に取り組むことが、北朝鮮問題を解決する唯一の方策である。

また、日本政府は、対話と交渉による解決のための外交努力をはかることを強く求める。

よって、ここに羽曳野市議会は、市民生活の安全と安心を守る立場から、北朝鮮のこのような弾道ミサイル発射に厳重に抗議する。

以上、決議する。

平成29年12月22日

大阪府羽曳野市議会

内閣総理大臣  
衆議院議長  
参議院議長 各宛